

【空間放射線量の測定結果】 単位：マイクロシーベルト/h

測定日	測定場所	地表面から1m	地表面から0.5m
7月21日	市役所第2駐車場	0.09	0.10
	松山総合支所	0.08	0.10
	三本木総合支所	0.10	0.09
	鹿島台総合支所	0.08	0.08
	岩出山総合支所	0.13	0.15
	鳴子総合支所	0.10	0.11
	田尻総合支所	0.10	0.11

【下水汚泥の測定結果】 単位：ベクレル/kg

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
6月24日	岩出山浄化センター	不検出	65
6月24日	鳴子浄化センター	不検出	290
6月17日	師山浄化センター	不検出	250
6月16日	宮城県鹿島台浄化センター(県発表)	検出限界以下	191

【水田土壌の測定結果】 単位：ベクレル/kg

採取日	採取場所	放射性セシウム(玄米移行濃度)
4月1日	大崎市内2カ所	247(24.7) / 188(18.8)

※水田土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標「0.1」を土壌中放射性セシウム濃度に乗じて算出。

【水道水の測定結果】 単位：ベクレル/kg

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
7月14日	青山浄水場	不検出	不検出
	清水浄水場	不検出	不検出
	池月系浄水	不検出	不検出
7月12日	大崎広域麓山浄水場(県発表)	不検出	0.2
7月7日	青山浄水場	不検出	不検出
	清水浄水場	不検出	不検出
	中里系浄水	不検出	不検出
7月5日	大崎広域麓山浄水場(県発表)	不検出	0.3

【農産物の測定結果】 単位：ベクレル/kg

農産物	採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
なす	7月12日	大崎市内(露地)	不検出	不検出
原乳	7月12日	岩出山集乳所	不検出	不検出
たけのこ	7月11日	大崎市内	不検出	47
みず(山菜)	7月11日	大崎市内	不検出	29
ブルーベリー	7月4日	大崎市内(露地)	不検出	11
うめ	6月13日	大崎市内	不検出	49

※食品中に含まれる放射性物質の暫定規制値

放射性物質	食品	暫定規制値
放射性ヨウ素	飲料水	300ベクレル/kg
	牛乳・乳製品(注)	
	野菜類(根菜、芋類除く)	2,000ベクレル/kg
魚介類		
放射性セシウム	飲料水	200ベクレル/kg
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500ベクレル/kg
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注：100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳および直接飲用に供する乳に使用しないように指導すること。



◆空間放射線量について
市では毎日、市役所本庁舎と各総合支所で、空間放射線量を測定し、市ウェブサイトで公表しています。
☎防災安全課 ☎5144



放射能に関する情報

◆水道水について

水道水は、県および市で検査をしています。いずれも基準を下回っています。
☎配水課水質係 ☎241164

◆下水汚泥について

大崎市下水浄化センターにおける下水汚泥の放射性物質測定結果についてお知らせします。
市では、毎月一回測定を続けるとともに、汚泥をセメント原料として再利用する場合

の基準(二〇〇ベクレル〜キログラム以下)、汚泥を肥料利用する場合の基準(二〇〇ベクレル〜キログラム以下など)も含めて、発生汚泥の今後の処理方法を検討します。
☎下水道課 ☎5831
◆稲わら・麦わらについて
宮城県内で原発事故後に収集された稲わらから、暫定許容値を超える放射性セシウムが検出されました。県では農家に対し、三月十一日以降に収集された「稲わら・麦わら(三月十一日以前の収集であっても、ラップやシートで被覆せずに屋外に放置してい

たものも対象)について、肥育牛・乳用牛・繁殖牛・育成牛への給与および敷料としての利用の自粛を要請しました。また、三月十一日以降に収集された「稲わら・麦わら」を給与した牛の出荷についても自粛するよう要請しました。(七月二十日現在)
☎農林振興課 ☎237090
※市ウェブサイトおよび宮城県ウェブサイト(www.pref.miyagi.jp)に掲載されているもののうち、最近調査されたものを左表にまとめて掲載しました。

※放射能に関する講演会※

- ◆日時 8月9日(火) 14時~15時30分
- ◆場所 大崎生涯学習センター(パレットおおさき)
- ◆内容 放射能に対する正しい知識・人体への影響
- ◆講師 財団法人 日本原子力文化振興財団 派遣講師
- ◆対象 市民
- ◆定員 300人

☎防災安全課 ☎23-5144

◆取扱期間
平成二十四年三月三十一日
融資実行分まで
◆申込
各金融機関

【みやぎ中小企業復興特別資金】

融資限度額	8千万円
融資利率	固定金利年1.5%
償還期間	15年以内(据置3年以内)
信用保証率	年0.5%

震災で被害を受けた中小企業者などに対して運転資金や設備資金を融資します。
◆対象者
次のいずれかに該当する中小企業者
① 被災証明書または被災証明書の交付を受けた中小企業者
② 「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受け、最近三カ月間の売上高などが前年同期の売上高に対して十パーセント以上減少している中小企業者

みやぎ中小企業復興特別資金
宮城県商工経営支援課
商工金融第一班
☎022・211・2744

◆申請に必要な書類
① 利子補給金交付申請書

【復旧融資利子補給】

利子補給率	上限1% 国、県からの利子補給額がある場合は、利子補給額を超過する部分については補給されません。
利子助成期間	資金の借入れをした日から5年間
利子補給対象融資限度額	3千万円

◆対象
大崎市に本社または主たる事業所を有し、平成二十三年三月十一日から十二月十日までに対象となる災害融資を受けた中小企業者
◆対象融資
① 宮城県経営安定資金(災害復旧対策資金、みやぎ中小企業復興特別資金)
② 日本政策金融公庫(災害復旧貸付および東日本大震災復興特別貸付)
③ 商工組合中央金庫(災害復旧貸付および東日本大震災復興特別貸付)

中小企業東日本大震災災害復旧融資利子補給
商工振興課
☎237091

◆対象
被害を受けた農家および法人(法人は、認定農業者のみ該当)で、次のいずれかに該当する施設
◆対象施設
① 畜舎、飼料庫、鶏舎およびこれらの施設に付帯する設備
② パイプハウス、鉄骨ハウス
などこれら園芸施設に付帯

畜産・園芸用施設災害復旧事業
農林振興課
☎237090

⑤ 借入状況調査に対する同意書
⑥ 信用保証協会の信用保証決定通知(宮城県融資のみ)
◆申込
十二月二十六日(月)まで商工振興課または各総合支所産業建設課(鳴子総合支所は観光建設課)に申し込み

② 災害融資に係る金銭消費貸借契約書(写)
③ 償還予定表(写)
④ 災害融資が必要なことを証明する書類
⑤ 運転資金：災害により売上高の減少が確認できる書類
⑥ 設備資金：災害で修繕が必要または修繕を行った個所の写真、見積書など

◆交付額
十万元以上三百万円未満
◆申込
九月三十日(金)までに農林振興課または各総合支所産業建設課(鳴子総合支所は観光建設課)に申し込み

運転免許の更新期間延長
古川運転免許センター
☎28011

③ その他市長が必要と認めるもの
◆交付要件
復旧に必要な経費から保険金など補てんされた金額を控除した額が三十万円以上の場合に交付(補助率三分の一以内)

十三時~十四時
※八月までは毎週日曜日も一般の更新窓口を開設します。

◆受付個数
二十戸(先着順)
◆申込
十二月二十二日(木)まで、建築住宅課または各総合支所産業建設課(鳴子総合支所は観光建設課)

【耐震改修工事助成】

一般世帯	大崎市... 1/3助成(上限額45万円) + 宮城県... 1/6助成(上限額15万円)
避難弱者 住宅および 特定地域住宅	大崎市および宮城県... 1/2助成(上限額67万5千円)

◆助成額
木造住宅の耐震改修工事の一部を助成します。
◆対象
市で実施した耐震診断により作成した改修計画に基づき、改修工事または建替えをする住宅
※申し込みの前に、必ずお問い合わせください。

木造住宅の耐震改修工事
建築住宅課
☎238057